

## 第2回平和を考える市民勉強会議事録

【日時】2006年9月3日(日)14時~16時

【場所】かしはら万葉ホール4階研修室1

【参加者数】10名

【概要】大学生Aさんに問題提起の話を約30分間していただき、その後、参加者全員で関連する事項について話し合った。

【勉強会内容】 (\*の箇所は浜田追記)

[1] 問題提起 … 「平和主義のいままでとこれから」

平和主義

- ・ 「平和主義」という言葉を「平和を志すこと」という意味ではなく、「平和を実現するための技術」と捉えたい。技術の1つとして、憲法前文、9条、国連組織などがあると考え。

世界的な動き

- ・ 1791年フランス憲法 「フランス国民は征服を目的としたどのような戦争を行うことも放棄し、その軍隊を決してどの国民の自由に対しても使用しない」
- ・ 1931年スペイン憲法 「スペインは国策の手段としての戦争を放棄する」
- ・ イタリア、ドイツ、韓国にも同様な条項がある。
- ・ また、国際連盟規約(1919)、不戦条約(1928)、国際連合憲章(1945)にも似た条文があるが、いずれも侵略戦争についての制限や放棄にすぎない。

日本国憲法における平和主義とは

- ・ 憲法前文「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」 ここから、国際的に中立な立場から平和外交を進めるという決意が読み取れる。国連を中心に紛争を解決するという方法に加えて、さらに積極的に平和構想を提示し紛争解決の提言をすることが日本を守ることにつながる。
- ・ 憲法前文「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」 この権利は「平和的生存権」と呼ばれ、9条を個人レベルに置き換えたものと思う。目指すべきは世界中の国が武力を放棄すること。
- ・ 平和的生存権と武力の放棄が日本国憲法の平和主義における大きな特徴。

日本国憲法の制定

- ・ 憲法9条に関してはGHQの押し付けとの考えもあるが、日本人が考え作り出したものではないかと考える。
- ・ 昭和天皇ニューヨークタイムズ紙の取材での発言(1945.9.25)  
「銃剣やその他の武器を使って恒久平和を確立し維持されるとは思えない。平和の問題の解決は軍事力に頼らず自由な諸国民の協調の中にある」
- ・ この回答文は幣原喜重郎によって原案が作成されており、この考えが9条につながっている。

平和主義の現実

(安全保障): 最近の動きを中心に

- ・ 日米安全保障条約: 五月初めの日米安全保障協議委員会(27<sup>th</sup> 2)での在日米軍再編の最終合意
- ・ 自衛隊: 省への昇格の議論、組織改編による戦える自衛隊への動き
- ・ 核の拡散: 米国 未臨界核実験(\*8月30日実施、1997年以来23回目)

- ・ 敵基地攻撃論：北朝鮮ミサイル発射後、声が強まる。
- ・ 個別的自衛権と集団的自衛権：9条2項で武力を放棄したので、両方破棄したと考える。

(外交交渉)

- ・ インドネシア・アチェ問題：アチェ独立闘争には日本も仲裁に入っている。一度不調に終わったが今は和解が成立している。これを積極的な姿勢として評価している。
- ・ イスラエル・パレスチナ問題：先月、小泉首相がイスラエル入り。もっとできることがあるはず。
- ・ 北朝鮮：脱北者、飢餓に関する人権問題に、より関与すべきでは。
- ・ 国連中心主義とイラク戦争：イラク戦争では国連決議がなかった。もっと国連中心主義を押し出すべき。

平和主義のこれから

- ・ 自民党新憲法案の76条に軍事裁判所の設置が書かれている。本格的に軍の体裁を整えようとする姿勢がうかがえる。
- ・ 「公益及び公共の秩序」「公の秩序を維持」という記述も目立つ。戦争が起きた時に言論を抑えることになるのではないか。
- ・ 自民党案では、国際貢献が国連軍への参加を意味しているように見える。
- ・ 麻生氏が総裁選に関連して、紛争国の平和構築を扱う人材を育成する施設を提案している。自衛隊ではなく、文民でできることをするという考えに賛成
- ・ 宮沢俊義氏が1964年に、戦後のデモクラシーが占領中に起こったので反デモクラシーに抵抗する力を持っていない、国民投票という制度で反対することで本当の意味で自主憲法になる、ということを書いている。

## [ 2 ] 議論

[ 個人名は記入していません。以下の( )内のアルファベットが同じ発言は同じ方の発言です。]

- (B) 平和的生存権は、所有権のような具体的な権利でないことから規範性が薄い(裁判規範にならない)。ただし、どういう意味を持っているかについては、いろいろな考え方がある。
- また、個別的自衛権がないということは敵から攻められても一切抵抗できないということになる。今の憲法では個別的自衛権を認めているというのが通説になっている。
- 最後に話の出た宮沢俊義氏は、憲法を米国からの押し付けとする考えに対抗して、憲法は米国が書かせたものかもしれないが何百年もの民主主義獲得の歴史の中で生まれたものだとする主張をした。
- 敵基地攻撃論に関しては、自衛隊には敵の基地を攻撃する能力がないというのが政府の正式見解だろうが、それなら年間5兆円の費用は何のためかという疑問を抱く。
- (S) 今日のAさんの話の中では個別的自衛権もないとの考えだったようだが、どうか。
- (A) 憲法で戦力を放棄しているのだから、個別的自衛権を放棄したか、放棄していないにしても制限を受けるだろうと考える。
- (C) 日本は戦後61年間、まがりなりにも戦争で殺したり殺されたりすることがなかった。この平和を続けていきたい。このような思いから敵傍9条の会を立ち上げた。草の根からの運動をしていこうと考えている。敵基地攻撃論については憲法上不可能だと思うが、外国から攻撃されたらどうするんだという声が強まっている。しかし、これを前面に押し出すと軍拡競争になり歯止めが利かなくなる。外国から攻撃

されたら、ということについて考えを聞きたい。

- (A) 先ほど、憲法で戦力を放棄し個別的自衛権も制限を受けるはずだと話したが、一方で祖国を守る権利もあると思う。残念ながら具体的な考えにはまとまっていない。
- (S) 今回参加くださっているDさんは兵役拒否に関する本を執筆されている。それと関連して、実際に攻められたら、という問題について考えを聞きたい。
- (D) 個人と国家は分けて考える必要がある。個人レベルでは、敵が攻めてきたら非暴力不服従という考えの人もいればレジスタンスとして戦うという人もいると思う。私自身は非暴力不服従の立場を貫こうと思っているが、国家レベルに自分の考えを押し付けることはできない。私の考えが過半数を占めれば別だが、そうでないのならば自衛隊は必要だろう。また、良い悪いは別にして、自衛隊だけでも守れるのではないかと思う。

今日のAさんの話を聞き、若いのによく勉強していると感じた。Aさんは違うようだが、若い世代の多くが平和憲法は時代遅れという考えを持ち右傾化しているのを危惧している。また、安倍氏が次の総理になることがほぼ確実になっており、安倍氏は憲法改正や敵基地攻撃についても言及しているので今後動きが出てきそうな状況だ。その見通しについても言及してほしかった。また、民主党、社民党などの考え方についても紹介してもらえたらよかった。

- (B) 個人として非暴力、不服従ということはあるだろう。しかし、政治のシステムとして国を考えた場合、例えば万が一、北朝鮮が核兵器を積んだミサイルを日本に撃ち込んできたら、その時日本国民の命をどう守るか、ということは正面から議論する必要がある。政府はイージス艦で迎撃する構想を持っており実現には7隻必要とされているが、最近竣工したものを加えても不足している。少し考えればわかると思うが、ミサイルの迎撃は非常に難しい技術である。今、まさに核を積んだミサイルが発射されようとしているときに、何もせずに我々は死を待つしかないのか。政府は自衛隊には敵の基地を攻撃する能力が無い、敵基地を攻撃するには敵のレーダーをかいくぐる戦闘機が必要と言っているが、年間5兆円も使いながら、なぜ今までに開発していないのか。攻められたらどうやって国民を守るかについては、敵基地攻撃論も含め、憲法を離れてでも議論すべきではないか。

(Dさんの最後の発言に関連し、民主党議員として) 憲法という根本規範内で国会が法律を作り、法律に基づいて行政が執行するというルールが捻じ曲げられている。私たちは法の支配を貫徹したい。9条についても、自衛隊を直ちに無くすことができないのにそのままでよいのか。日本を守る最低限度の武力を是認したうえで、いつの日か軍隊がなくなるように努力することを国に課すことを9条に加えるべきではないか。

- (S) Bさんの話の中で、敵基地攻撃論と先制攻撃論が混ざっているように感じた。先制攻撃論は非常に危険な考え方だ。自国が先制攻撃する権利を持つということは、敵国が先制攻撃する権利も認めなくては行けない。したがって、先制攻撃論には反対する。一方、敵から攻撃を受けた後で敵基地を攻撃するという意味での敵基地攻撃論については固まった考えを持ってないでいる。ただ、攻撃しない方向で考えたいとは思っている。日本は平和憲法を持っているが、それを他国に広めることができなかった。もちろん憲法ができてすぐ米国の方針が変わり自衛隊を持ち安全保障条約を持つようになったことが影響しているが、今からでも世界に広めることができる情勢をどう作るかに注力してほしい。一度に世界に広げることは難しいので、まず、アジアで非核化地域を作るべきだ。これには、北朝鮮だけでなく、中国や米国がアジアに持つ核の排除も必要だ。それを進めながら北朝鮮の核保有を止めさせる方向が良いと思う。
- (E) アメリカがミサイル防衛技術を作ったというニュースを聞き、北朝鮮がミサイルを打った場合にアメリカが助けてくれないのかと思った。アメリカに対してはイラク戦争などで不信感を持っているにもか

ならず、アメリカに頼る気持ちもある。

- (S) 日本人の中には同じような気持ちを持っている人が多いと思う。私自身もアメリカを批判的に見ている一方で、日米安保条約があるから安心している面がある。平和運動においても日本の戦力保持を問題にするが日米安保条約に守られた状態での主張になってしまっている面があるように思う。9 条の会に参加されている C さんはどのように考えるか。
- (C) たしかに今はアメリカの力に頼っている。しかし、アメリカが世界中から好かれ信頼されているわけではなく、嫌っている人も多い。アメリカが間違っている時はアメリカに反対できる関係にし、アメリカ以外の国々とも友好関係を作っていくとけない。
- (A) 台湾出身の大学の先生が、「アジアの中の日本とは何か」という問題を提起している。日本は東アジアに ODA という形で支援しているが、安保理常任理事国入りになぜ反対されたのか。東アジア共同体などを議論する前に、アジアとどう付き合うかを考え直す必要がある、というのがその先生の提起の中身。
- (F) 日本は中国が経済力を持つようになってからもまだ ODA を出している。今までは役立っていたが、今は結果的に中国の軍事力強化を助けることになっている。ODA はもっと困っている国に出すべきだ。中国は日本を追い抜こうとしているのだから日本の常任理事国入りに賛成するはずがないと思う。また、民主化されていない中国の体制にも問題がある。
- 一方、日本でも選挙制度が悪いから今の政権になっているだけで、アメリカの大統領選挙のように直接首相を選べる制度になれば大きく変わるはずだ。
- 日本で選挙の投票率が下がっている。5 割を切るような制度ではだめ。選挙に 7、8 割がいくようにすることが先決。それには市民の選挙に対する意識改革が必要で、それが平和主義を促すのではないか。
- (G) 選挙に行っても結果に反映されていない。そのような選挙システムになっている。日本の選挙は単記式の選挙制度で、連記式でない。単記式では政権にノーを言い政権を交替させるというマイナスの意志を反映させることができない。( \* 単記式：候補者 1 名の名前だけを書いて投票、連記式：定員と同じ人数の候補者に投票。定数未満の一定人数を連記する「制限連記式」も有り )
- (S) 衆議院では小選挙区制を採用しているので、政権交替の意志を示せるのでは。
- (G) 前向きな改革だが比例で救ってしまっている。人口密度あたりの議員数を同じにするという基本的なことができていないなど、選挙に行っても不満が残るようになっている。
- (A) 昨年の選挙での得票数と得票率を見ると、比率が釣り合っていない。
- (G) 比例代表制は住民の考えを議席数に反映させるという考え方である。一方、小選挙区制（または完全連記式）は投票の際に多数決を取ることであり、得票が 6 : 4 でも議席は 1 : 0 というようになる。このため、対立的な論点がある場合、政権が変わりやすい。日本では中選挙区単記式というあいまいな選挙を長く行ってきたことにより、投票自体が嫌になるということが起こっている。
- (F) 投票の際、最近は人物で入れるようにしている。しかし、人物で選んでも国会で自分の意見を言ってくれるかというところではない。最近は支持団体の意向で発言したりする人が多く、選挙に面白くない。
- (S) 昔の選挙は面白かったか。
- (F) 拮抗していた時は面白かった。昨年の衆議院選挙結果は、得票率と得票数に大きな差があるから大差になっただけだ。
- (G) 比例制は排除性が弱い。例えば嫌われている団体や人物でも 1 % の人の支持があれば比例制では 1 % の議席が取れる。信任率が低い人物が議員になれるというシステムに疑問がある。
- (S) それは危険な考えを含んでいる。今の小選挙区比例代表並立制を採用するときに、少数意見をどこで反映させるかが議論になり、比例代表で確保するという考えを採った。それをなくすと少数意見は全く議

席に反映されなくなる。今なら、共産党、社民党の議席がゼロになる。そのような社会を望むのかということを考える必要がある。

- (G) 比例代表で少数意見を反映させるという考えもあるが、並立制は良くない。小選挙区で不信任を受けた人が比例で復活するという制度は良くない。また、ドイツでの緑の党のように小選挙区でも中間政党が出てくる可能性はある。完全に少数意見が排除される仕組みとまではいえない。
- (F) 投票率が低い状況を改めるには、罰則をつけるのも一案かと思う。
- (G) オーストラリアでは投票が義務化されている。( \* 連邦選挙での罰金 20 ドル )  
今の投票権は自分で勝ち得た権利でなく、惰性で持っている状態だ。例えば、成人したら投票権を得るために役所に自分で申請を出すなど、自分で獲得するという仕組みが必要なのではないかと思う。
- (C) 国民が政治家を選ぶ際に、タレントを応援するような感じでは駄目ではないか。
- (S) 残り時間が少なくなったので、是非言っておきたいことを発言ください。
- (F) 平和主義は、国民が大切に思わないなら憲法に書いてあっても実現しない。
- (C) 最初の A さんの話に国を守る責務という話があったが、押し付けられていくのではないか、徴兵制に向かっていくのではないか、という恐れを感じる。今後の機会に皆さんの意見を聞きたい。
- (S) 徴兵制が望ましいと考えているわけではないが、徴兵制でないがゆえに、自分の問題として考えず無関心になっているという面があると思う。
- (G) ベトナム戦争時、住民の大量虐殺が起こったが、志願兵だけでは暴走するので徴兵制を取り入れて良識ある軍人を混ぜないと軍隊を統率できないということが書いてある本を読んだことがある。
- (D) 戦時中、日本は徴兵制だったが、国民の側から戦争反対の声があがって戦争が終わったわけではない。したがって、徴兵制なら戦争が避けられるという考えには反対だ。

以 上